

倉敷市地域見守りネットワーク事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市と「地域の企業・事業者」（以下「協力事業者」という。）、関係機関等が連携を図り、地域の高齢者、子どもを見守ることにより、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる地域社会を形成し、もって地域福祉の増進及び向上に寄与することを目的に「倉敷市地域見守りネットワーク事業」（以下「事業」という。広報などにおいては「くらしき見守りネットワーク」と称する。）の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、協力事業者とは、市内に本店、支店、営業所等事業活動の拠点を置く企業及び事業者、又は、市内において事業活動を展開する企業及び事業者であって、市と事業の協力に関して協定を締結した団体をいう。

2 この要領において、「関係機関等」とは、高齢者支援センター、公的外部組織をはじめ、事業の目的を達成するために不可欠となる機関をいう。

3 事業において見守りの対象とする者（以下「対象者」という。）は、市内に在住する高齢者、子どもとする。

(協力事業者の活動)

第3条 協力事業者は、事業の実施にあたり、次に掲げる業務を行う。ただし、見守り活動は、協力事業者の良心に基づく社会的な貢献活動であることから、無償ボランティアとし、連絡の有無により対象者に不利益が生じた場合も、その責めを負わないものとする。

- (1) 事業の趣旨を会員又は従業員に周知し、見守り活動が円滑に行われる体制を整える。
- (2) 日常業務の範囲内において、見守り活動に努める。
- (3) 対象者の日常生活において、何らかの異変や心身状況の変化を察知した際は、その状況を速やかに市に連絡する。
- (4) 上記に関わらず、緊急事態と判断した場合は、この要領によらず、警察署・消防署等に通報を行うこととする。
- (5) 事業の普及啓発に努めるとともに、従業員の認知症サポーター養成講座の受講など市の施策に対する協力を可能な範囲で行うこととする。

(市の業務)

第4条 市は、事業の実施にあたり、次に掲げる業務を行う。

- (1) 事業を運営するために体制整備及び普及啓発
- (2) 協力事業者及び関係機関等の連絡調整

- (3) 協力事業者の登録及び、市のホームページ等による公表
- (4) 協力事業者からの連絡に対する調査・確認・対応
- (5) その他事業の実施に関して必要な業務

(協定の締結)

第5条 この事業の趣旨に賛同し、事業に協力しようとする事業者は「倉敷市地域見守りネットワーク事業参入届出書」(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する届出書が提出されたときは、「倉敷市地域見守りネットワーク事業に関する協定書」(様式第2号)により協定を締結することとする。ただし、事業を通じて政治活動や宗教行為その他公序良俗に反する活動を目的とする団体等は、協定を締結しないものとする。

(協定の解除)

第6条 市長は、協力事業者が協定の解除を申し出たときは「倉敷市地域見守りネットワーク事業辞退届」(様式第3号)により、協定事業者として不相当と認めたときは「倉敷市地域見守りネットワーク事業解除通知書」(様式第4号)により、協定を解除するものとし、協力事業者は、協定書を市に返還しなければならない。

(協定の有効期間)

第7条 協定の有効期間は、協定締結の日からその属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに、市又は協力事業者のいずれからの特段の申し出がない場合は、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(個人情報の保護)

第8条 市及び協力事業者は、事業の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を第三者へ提供し又はこの事業以外の目的に使用してはならない。また、協定の解除又はその他の理由により事業を終了した後も同様とする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附則

この要領は、平成28年 2月 4日から施行する。